

R8年度 空き家片づけ事業補助金



空き家バンクに登録する物件の片づけを行う場合に、片づけに要する費用の一部を助成します。

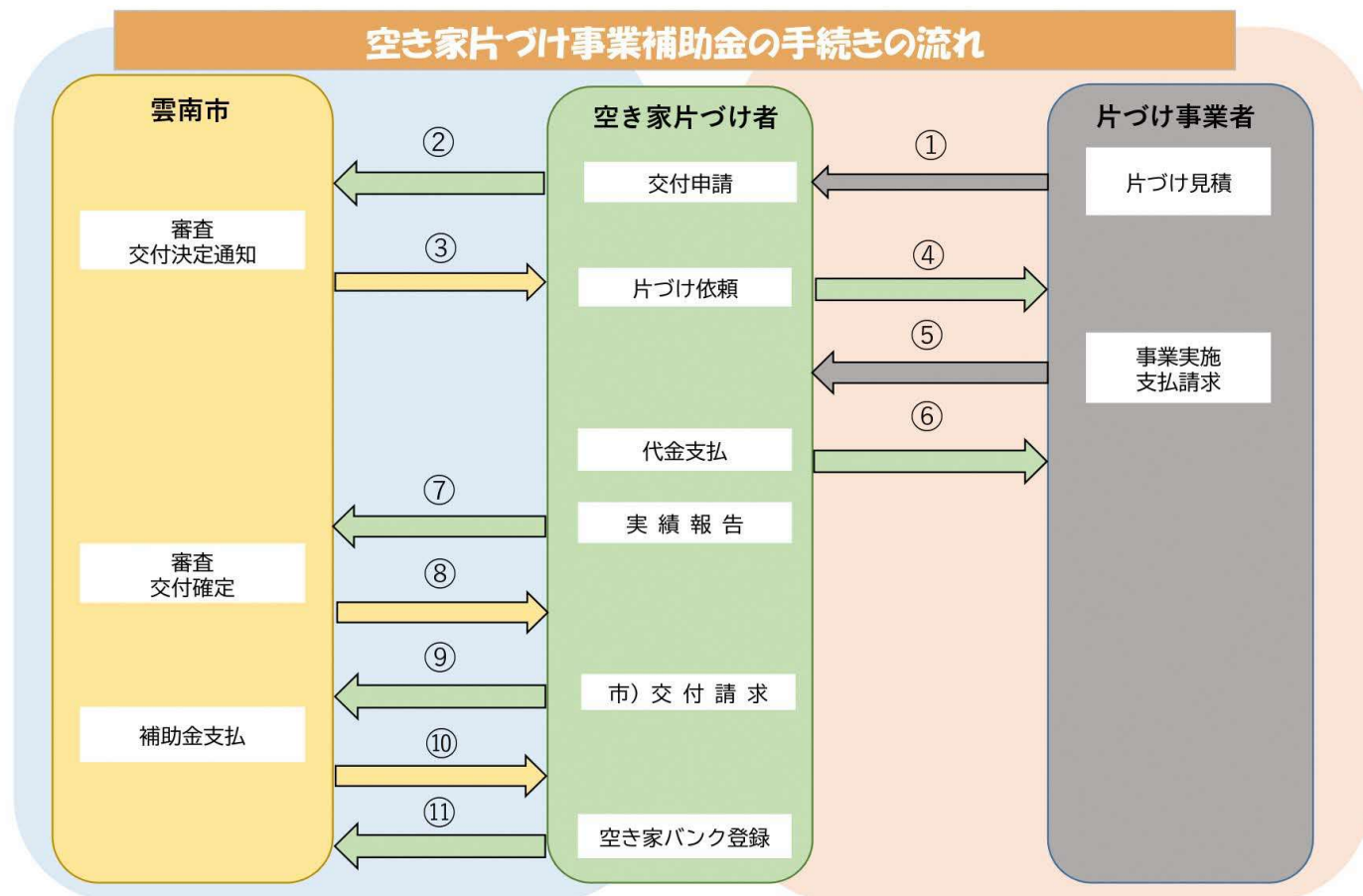
対象者	(1) 空き家所有者等 ^{※1} (2) 地域自主組織、自治会等、NPO 法人、市長が適当と認める公益性を有する団体（空き家利用希望者のために、空き家を借り受ける場合）
対象経費	居住に必要な部分の片づけに要する経費（消費税を除く） ただし、対象経費2万円以上
対象物件	空き家バンク登録前の物件 ただし、令和7年3月31日以前に空き家バンクに登録された物件を含む。
補助金額	上限10万円（対象経費の2分の1以内） ^{※2}
備考 ^{※3}	片づけ後の補助金申請は認めない。 片づけ業者は、市内に事務所、事業所を有する法人、個人に限る。 片づけを実施した物件を補助金交付後、10年未満で取り壊す場合は、補助金返還の場合あり。

※1 当該空き家に係る所有権、又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者

※2 申込みの受付は先着順とし、期間内であっても年間予算枠に到達した時点で受付を終了します。

※3 上記の他に補助金交付のための条件あり。

空き家片づけ事業補助金の手続きの流れ



【お問合せ先】

政策企画部 うなん暮らし推進課
〒699-1392 島根県雲南市木次町里方 521-1

Tel : 0854-40-1014

Fax : 0854-40-1029

unnangurashi@city.unnan.shimane.jp